



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年5月2日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
穂高ショッピングパーク  
安曇野市穂高2450-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社穂高ショッピングセンター  
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
- 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	9台	11台
出口	9台	11台
合計	18台	22台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 変更する年月日  
令和4年6月10日
- 届出年月日  
令和4年4月20日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
令和4年5月2日から令和4年9月2日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和4年5月2日

長野県知事 阿部 守一

- 契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和3年度 防災・安全交付金（総合流域防災）情報基盤総合整備事業  
雨量等防災情報提供システム構築業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県建設部砂防課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 契約の相手方を決定した日  
令和4年2月24日

## 4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 富士通 J a p a n株式会社長野支社

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415

## 5 契約金額

238,700,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

砂防課
-----

---